

## 不当判決・弾圧を許さない！

8月30日、津地裁は、「週刊現代」講談社と筆者・西岡研介を名誉毀損で訴えた損害賠償請求事件に対し、「原告の請求をいずれも棄却する。」という不当判決を行いました。被告は、原告の主張に反論していないばかりか、一度も出廷しませんでした。

裁判所の判決は、被告側の「異議申立」や「早期審理打ち切りの上申書」を鵜呑みにした不当な判断であると言わざるをえません。



私たちは、不当判決を断固許すことはできません。しかしながらこのたたかいによって、「週刊現代」講談社の記事の不当性を広く訴えるとともにJR連合・JR東海ユニオンの犯罪性を内外において暴露してきました。

私たちは、このたたかいをあらゆる不当弾圧と結合させて、さらなる取り組みの強化をしていきます。

以上